


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市地域包括支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則	東大和市地域包括支援センター条例			
	部課 機関				
1. 要 旨					
<p>指定管理で運営している地域包括支援センターは、介護保険法に定められている介護予防支援事業と地域包括支援センターが行うべき事業を地域包括支援センター条例で定めて実施しており、規則において利用の申請等必要な事項を定めている。介護保険法の一部改正により、当該条例の一部改正を行ったため、規則についても所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①包括的支援事業に係る該当条文及び様式を削除し、削除した様式については市長が別途定めるよう改める。</p> <p>②附則において包括的支援事業等に関する経過措置を規定する。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年2月 第1回市議会定例会において「東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例」議決。</li> <li>平成27年3月 文書課において審査済</li> </ul>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。